

【参考資料】

令和6年第1回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

議案第7号	奥州市部設置条例の一部を改正する条例
議案第8号	奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例
議案第10号	江刺地域スポーツ広場条例の一部を改正する条例
議案第11号	まえさわ介護センター条例の一部を改正する条例
議案第12号	奥州市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第13号	奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

奥州市部設置条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策企画部 ア～キ 略 ク・ケ 略 (2)～(8) 略 (9) 健康こども部 ア～オ 略 カ <u>国民年金に関すること。</u> (10) 略 (11) <u>上下水道部</u> ア <u>個人設置浄化槽その他集合処理生活排水に関すること。</u> イ <u>生活用水に関すること。</u>	(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策企画部 ア～キ 略 ク <u>地域エネルギー計画に関すること。</u> ケ・コ 略 (2)～(8) 略 (9) 健康こども部 ア～オ 略 (10) 略 (11) <u>上下水道部 個人設置浄化槽その他集合処理生活排水に関すること。</u>

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項及び第9項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 55歳（規則で定める職員においては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（<u>次項に規定する職員を除く。</u>）に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 9 <u>60歳を超える職員（規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定めるものを超える職員を除く。）に係る第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 10～12 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第23条の3 第5条第3項から第12項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の4及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 55歳（規則で定める職員においては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 9～11 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第23条の3 第5条第3項から第11項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の4及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本、抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1通につき 450円 1件につき 350円
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき 350円	2 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1通につき 750円 1件につき 450円
3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	3 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは同法第126条の規定に基づく書類に記載した事項についての証明書の交付	届出、申請の受理又は届出書その他の書類の受理証明手数料 法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1通につき 350円 1通につき 1,400円
4 戸籍法第12条の2において準用す	除かれた戸籍の	1通につき 750円	4 戸籍法第48条第2項の規定に基づ	届書その他の書	1件につき 350円

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
	る同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	謄本、抄本又は除籍証明書の交付手数料			く届書その他受理した書類の閲覧の請求の許可	類の閲覧手数料	
5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき 450円	5	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	戸籍に記録されている事項を証明した全部事項証明又は一部事項証明書手数料	1通につき 450円
5の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円			除かれた戸籍に記録されている事項を証明した全部事項証明又は一部事項証明書手数料	1通につき 750円
5の3	戸籍法第48条第1項（同法第	届出若しくは申	1通につき 350円				

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
<u>117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	請の受理若しくは不受理の証明書若しくは届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料				
	法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1 通につき 1,400円			
<u>5の4 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	届書その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円			
略	略	略	略	略	略
備考 1・2 略			備考 1・2 略		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
16 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、17の項及	16 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。17の項及び29の項におい

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		び29の項において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円) ア～コ 略 (3) 略			て同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～コ 略 (3) 略
略	略	略	略	略	略
20 高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査	高压ガス製造許可に係る完成検査手数料	16の項の金額の欄に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	20 高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査	高压ガス製造許可に係る完成検査手数料	16の項の金額の欄に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
略	略	略	略	略	略

江刺地域スポーツ広場条例新旧対照表

改 正 後		現 行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
梁川地区総合運動場	奥州市江刺梁川字藤渡戸289番地9	梁川地区総合運動場	奥州市江刺梁川字藤渡戸289番地9
		梁川地区屋根付ゲートボール場	奥州市江刺梁川字武道坂518番地1
略	略	略	略

まえさわ介護センター条例新旧対照表

改 正 後	現 行										
(附帯事業所) 第 5 条 センターに附帯する事業所（以下「附帯事業所」という。）として、次のものを置くものとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>前沢居宅介護支援事業所</td><td>奥州市前沢字立石180番地 1</td></tr> </table> (附帯事業所の事業) 第 6 条 附帯事業所においては、センターが行う事業との連携を図りながら、<u>介護保険法第46条第 1 項の指定を受けて、同法第 8 条第 1 項に掲げる事業と一体的に行う居宅介護支援事業を行うことができる。</u> (サービス利用料) 第 7 条 センター及び附帯事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるサービス利用料を利用の都度又は別に指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、事業の利用に当たり必要な日常生活物品等の購入その他の事業の利用に必要な費用については、サービス利用料とともにその実費を負担するものとする。 (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、食事の負担限度額及び滞在費の負担限度額に係るものを除く。） <u>介護保険法第41条第 1 項本文の指定を受けて行う場合にあっては同条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。以下「基準費用額」という。）からセンターに支払われる居宅介護サービス費の額を、同法第53条第 1 項本文の指定を受けて行う場合にあっては同条第 2 項の規定による基準費用額からセンターに支払われる介護予防サービス費の額をそれぞれ控除して得た額のサービス利用料</u> (2) <u>前条に掲げる事業</u> <u>介護保険法第46条第 2 項の規定による基準費用額から附帯事業所に支払われる居宅介護サービス計画費の額を控除して得た額のサービス利用料</u> (3) ・ (4) 略	名称	位置	前沢居宅介護支援事業所	奥州市前沢字立石180番地 1	(附帯事業所) 第 5 条 センターに附帯する事業所（以下「附帯事業所」という。）として、次のものを置くものとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>前沢訪問看護ステーション</u></td><td><u>奥州市前沢字立石180番地 1</u></td></tr> <tr> <td>前沢居宅介護支援事業所</td><td>奥州市前沢字立石180番地 1</td></tr> </table> (附帯事業所の事業) 第 6 条 附帯事業所においては、センターが行う事業との連携を図りながら、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事業を行うことができる。</u> <u>(1) 前沢訪問看護ステーション</u> <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第 1 項の訪問看護を行う事業、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第 1 項の訪問看護を行う事業、介護保険法第41条第 1 項本文の指定を受けて行う同法第 8 条第 4 項の訪問看護を行う事業及び同法第 53条第 1 項本文の指定を受けて行う同法第 8 条の 2 第 3 項の介護予防訪問看護を行う事業</u> <u>(2) 前沢居宅介護支援事業所</u> <u>介護保険法第46条第 1 項の指定を受けて、同法第 8 条第 1 項に掲げる事業と一体的に行う居宅介護支援事業</u> (サービス利用料) 第 7 条 センター及び附帯事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるサービス利用料を利用の都度又は別に指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、事業の利用に当たり必要な日常生活物品等の購入その他の事業の利用に必要な費用については、サービス利用料とともにその実費を負担するものとする。 (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、食事の負担限度額及び滞在費の負担限度額に係るものを除く。） <u>及び前条第 1 号に掲げる事業（介護保険法第41条第 1 項本文の指定を受けて行う同法第 8 条第 4 項の訪問看護を行う事業及び同法第53条第 1 項本文の指定を受けて行う同法第 8 条の 2 第 3 項の介護予防訪問看護を行う事業に限る。）</u> <u>介護保険法第41条第 1 項本文の指定を受けて行う場合にあっては同条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。以下「基準費用額」という。）からセンター及び附帯事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を、同法第53条第 1 項本文の指定を受けて行う場合にあっては同条第 2 項の規定による基準費用額からセンター及び附帯事業所に支払われる介護予防サービス費の額をそれぞれ控除して得た額のサービス利用料</u> (2) <u>前条第 2 号に掲げる事業</u> <u>介護保険法第46条第 2 項の規定による基準費用額から附帯事業所に支払われる居宅介護サービス計画費の額を控除して得た額のサービス利用料</u> (3) ・ (4) 略 <u>(5) 前条第 1 号に掲げる事業（健康保険法第88条第 1 項の訪問看護を行う事業及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第 1 項の訪問看護を行う事業に限る。）</u> <u>健康保険法第88条第 4 項及び高齢者の</u>	名称	位置	<u>前沢訪問看護ステーション</u>	<u>奥州市前沢字立石180番地 1</u>	前沢居宅介護支援事業所	奥州市前沢字立石180番地 1
名称	位置										
前沢居宅介護支援事業所	奥州市前沢字立石180番地 1										
名称	位置										
<u>前沢訪問看護ステーション</u>	<u>奥州市前沢字立石180番地 1</u>										
前沢居宅介護支援事業所	奥州市前沢字立石180番地 1										

まえさわ介護センター条例新旧対照表

改 正 後	現 行										
(5) 第 4 条第 3 項に掲げるセンターの附帯事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 3 項及び第30条第 2 項並びに附則第22条第 4 項の規定により主務大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、<u>別表</u>に定めるサービス利用料） 2 略 （指定管理者の業務） 第12条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 (1) 第 4 条第 1 項に規定する事業、同条第 3 項に規定するセンターの附帯事業及び第 6 条に規定する事業を行うこと。 (2)～(6) 略 2 略 <u>別表</u>（第 7 条関係） 略	<u>医療の確保に関する法律第78条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、別表第 1 に定めるサービス利用料）</u> (6) 第 4 条第 3 項に掲げるセンターの附帯事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 3 項及び第30条第 2 項並びに附則第22条第 4 項の規定により主務大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、<u>別表第 2</u>に定めるサービス利用料） 2 略 （指定管理者の業務） 第12条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。 (1) 第 4 条第 1 項に規定する事業、同条第 3 項に規定するセンターの附帯事業及び第 6 条各号に規定する事業を行うこと。 (2)～(6) 略 2 略 <u>別表第 1 （第 7 条関係）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 時間を超える利用につき、その超える時間30分までごと</td><td>基本療養費の額に100分の10を乗じた額</td></tr> <tr> <td>営業日以外の日又は営業時間以外の時間の利用 1 回ごと</td><td>基本療養費の額に100分の40を乗じた額</td></tr> <tr> <td>日常生活物品</td><td rowspan="3">実費相当額</td></tr> <tr> <td>衛生材料</td></tr> <tr> <td>訪問看護と連続して行われる死後の処置</td></tr> </tbody> </table> <u>備考</u> 1 この表において、「基本療養費」とは、第 7 条第 1 項第 2 号に規定する基準で定める訪問看護基本療養費をいう。 2 この表において、「営業日」及び「営業時間」とは、市長が別に定める営業日及び営業時間をいう。 <u>別表第 2 （第 7 条関係）</u> 略	種類	金額（円）	2 時間を超える利用につき、その超える時間30分までごと	基本療養費の額に100分の10を乗じた額	営業日以外の日又は営業時間以外の時間の利用 1 回ごと	基本療養費の額に100分の40を乗じた額	日常生活物品	実費相当額	衛生材料	訪問看護と連続して行われる死後の処置
種類	金額（円）										
2 時間を超える利用につき、その超える時間30分までごと	基本療養費の額に100分の10を乗じた額										
営業日以外の日又は営業時間以外の時間の利用 1 回ごと	基本療養費の額に100分の40を乗じた額										
日常生活物品	実費相当額										
衛生材料											
訪問看護と連続して行われる死後の処置											

奥州市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(保険料率) 第7条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万9,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万4,300円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万4,700円</u> (4) ・(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 7万7,700円 ア 略 イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者を含む。以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（支援給付を含む。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 8万4,200円 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>11万100円</u> ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>12万3,100円</u>	(保険料率) 第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,300円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,600円</u> (4) ・(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 7万7,700円 ア 略 イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者を含む。以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（支援給付を含む。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 8万4,200円 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万3,600円</u> ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万6,600円</u>

奥州市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、<u>次号イ又は第12号イに該当する者を除く。</u>） <u>(11) 次のいずれかに該当する者 13万6,000円</u> ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） <u>(12) 次のいずれかに該当する者 14万9,000円</u> ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。） <u>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,500円</u> 2 略 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,400円とする。</u> 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,400円」とあるのは、「3万1,400円」と読み替えるものとする。</u> 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「1万8,400円」とあるのは、「4万4,300円」と読み替えるものとする。</u> （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第9条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。））、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</u> 4 略	ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。） <u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 12万9,600円</u> 2 略 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万9,400円とする。</u> 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,400円」とあるのは、「2万9,100円」と読み替えるものとする。</u> 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「1万9,400円」とあるのは、「4万5,300円」と読み替えるものとする。</u> （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第9条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。））、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。 4 略

奥州市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 ～13 略	附 則 1 ～13 略 <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</u> 14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和4年度以前の年度分の保険料（令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものに限る。）及び令和5年度分の保険料（令和5年4月1日から同年5月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものに限る。）の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が重篤な傷病を負ったこと。</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場合で、次のいずれにも該当すること。</u> ア <u>事業収入等のうちいずれかの収入の額（保険金、損害賠償その他これらに類する収入の減少を補う金額を含む。）が、前年の当該収入の額に対して10分の3以上減少していること。</u> イ <u>減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u>

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>81億1,448万6,543円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>81億4,611万4,864円</u> とする。